

○ 定置漁業権

存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

(ただし、定第4号は平成30年12月30日から令和5年8月31日まで)

※すべて個別漁業権

(1) 漁業権の公示番号 定第1号

ア 漁場の位置 横須賀市長沢地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市津久井と三浦市南下浦町上宮田との境界にある暗渠排水口天端中心線上で先端から20センチメートルの点

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 28度15分 2,114メートルの点

B 甲から 35度58分 2,707メートルの点

C 甲から 39度11分 2,636メートルの点

D 甲から 32度03分 2,027メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 いわし定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 横須賀市長沢及び津久井

キ 漁業権者 菊名漁業生産組合

(2) 漁業権の公示番号 定第2号

ア 漁場の位置 三浦市南下浦町上宮田地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市津久井と三浦市南下浦町上宮田との境界にあ

る暗渠排水口天端中心線上で先端から20センチメートルの点

乙 横須賀市海獺島灯標中心点

A 甲から 59度06分 1,351メートルの点

B 甲から 52度58分 1,973メートルの点

C 甲から 57度11分 2,019メートルの点

D 甲から 64度30分 1,415メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 いわし定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 三浦市南下浦町上宮田

キ 漁業権者 南下浦定置漁業生産組合

(3) 漁業権の公示番号 定第3号

(欠番)

(4) 漁業権の公示番号 定第4号

ア 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 三浦市雨崎に設置した石柱(神奈川県漁場基点第82号)

乙 横須賀市海獺島灯標中心点

A 甲から 8度55分 1,248メートルの点

B 甲から 18度58分 1,625メートルの点

C 甲から 24度29分 1,543メートルの点

D 甲から 13度13分 1,175メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 いわし・さば定置漁業

オ 制限又は条件 網の構造は、北側片口網とする。

カ 地元地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名  
キ 漁業権者 佐々木 功

(5) 漁業権の公示番号 定第5号

ア 漁場の位置 三浦市南下浦町毘沙門地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた  
区域

点の位置

甲 三浦市毘沙門漁港西防波堤屈曲部天端中央

乙 三浦市毘沙門漁港西防波堤にある黄色灯標中心点

A 甲から 18度08分 1,350メートルの点

B 甲から 26度07分 1,758メートルの点

C 甲から 36度04分 1,646メートルの点

D 甲から 29度06分 1,208メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 三浦市南下浦町毘沙門

キ 漁業権者 マルタ水産株式会社

(6) 漁業権の公示番号 定第6号

ア 漁場の位置 三浦市諸磯埼地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F、F G、G H及びH A  
の8直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 三浦市諸磯埼灯台の基礎コンクリートと上屋との接合  
部北西角と同接合部北東角を結んだ直線の延長線上で同  
接合部北東角から東へ2メートルの点

乙 横須賀市亀城灯標中心点

A 甲から 344度41分 648メートルの点

B 甲から 325度57分 1,012メートルの点

C 甲から 321度01分 973メートルの点  
D 甲から 318度33分 1,087メートルの点  
E 甲から 333度43分 1,250メートルの点  
F 甲から 337度14分 1,152メートルの点  
G 甲から 333度24分 1,096メートルの点  
H 甲から 352度57分 771メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで  
エ 漁業の名称 雑魚定置漁業  
オ 制限又は条件 なし  
カ 地元地区 三浦市三崎町諸磯  
キ 漁業権者 マルタ水産株式会社

(7) 漁業権の公示番号 定第7号

ア 漁場の位置 三浦市黒埼地先  
イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F、F G、G H及びH A  
の8直線によって囲まれた区域  
点の位置

甲 三浦市黒埼に設置した石柱(神奈川県漁場基点第110号)

乙 横須賀市亀城灯標中心点

A 甲から 301度51分 1,200メートルの点  
B 甲から 304度49分 1,641メートルの点  
C 甲から 301度41分 1,655メートルの点  
D 甲から 302度41分 1,818メートルの点  
E 甲から 313度43分 1,790メートルの点  
F 甲から 313度49分 1,626メートルの点  
G 甲から 310度36分 1,627メートルの点  
H 甲から 309度47分 1,181メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで  
エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

- オ 制限又は条件 なし  
カ 地元地区 三浦市初声町三戸、初声町下宮田、初声町和田、  
初声町入江及び初声町高円坊  
キ 漁業権者 マルタ水産株式会社

(8) 漁業権の公示番号 定第8号

- ア 漁場の位置 横須賀市長井地先  
イ 漁場の区域  
次のA B、B C、C D、D E、E F、F G、G H、H I、  
I J及びJ Aの10直線によって囲まれた区域  
点の位置  
甲 横須賀市長井長井漁港4号物揚場防波堤天端中心線上  
で、先端角から10メートルの点  
乙 横須賀市亀城灯標中心点  
A 甲から 41度48分 2,663メートルの点  
B 甲から 33度50分 2,795メートルの点  
C 甲から 31度48分 3,365メートルの点  
D 甲から 27度00分 3,328メートルの点  
E 甲から 26度39分 3,572メートルの点  
F 甲から 35度30分 3,662メートルの点  
G 甲から 36度28分 3,425メートルの点  
H 甲から 35度05分 3,404メートルの点  
I 甲から 37度13分 2,942メートルの点  
J 甲から 42度51分 2,855メートルの点  
(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとす  
る。)  
ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで  
エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業  
オ 制限又は条件 なし  
カ 地元地区 横須賀市長井  
キ 漁業権者 長井定置網株式会社

(9) 漁業権の公示番号 定第9号

- ア 漁場の位置 横須賀市芦名地先  
イ 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市秋谷漁港護岸天端南西角の角二等分線上で角から 55センチメートルの点

乙 横須賀市亀城灯標中心点

A 甲から 26度59分 1,744メートルの点

B 甲から 31度52分 2,831メートルの点

C 甲から 44度34分 2,834メートルの点

D 甲から 40度23分 1,701メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷

キ 漁業権者 佐島漁業株式会社

(10) 漁業権の公示番号 定第10号

ア 漁場の位置 鎌倉市稲村ヶ埼地先

イ 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E、E F 及び F A の 6 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 鎌倉市七里ガ浜東二丁目の七里ガ浜海岸駐車場の護岸内側に設置した東側から 16番目の石柱(石柱上面に県章及び「海界」と表示)

乙 藤沢市江の島にある江の島展望灯台中心点

A 甲から 260度02分 2,796メートルの点

B 甲から 267度03分 3,340メートルの点

C 甲から 274度46分 3,105メートルの点

D 甲から 273度38分 2,960メートルの点

E 甲から 271度05分 3,033メートルの点

F 甲から 266度15分 2,595メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

る。)

- ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業
- オ 制限又は条件 なし
- カ 地元地区 鎌倉市(腰越、西鎌倉、七里ガ浜東、津西及び七里ガ浜を除く。)
- キ 漁業権者 有限会社井戸隠居丸

(11) 漁業権の公示番号 定第11号

- ア 漁場の位置 鎌倉市行合川地先
- イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F、F G、G H、H I、I J及びJ Aの10直線によって囲まれた区域  
点の位置

甲 鎌倉市七里ガ浜東二丁目の七里ガ浜海岸駐車場の護岸内側に設置した東側から16番目の石柱(石柱上面に県章及び「海界」と表示)

乙 藤沢市江の島にある江の島展望灯台中心点

A 甲から 302度40分 2,563メートルの点

B 甲から 302度28分 2,693メートルの点

C 甲から 304度35分 2,701メートルの点

D 甲から 303度55分 3,060メートルの点

E 甲から 302度02分 3,052メートルの点

F 甲から 301度51分 3,232メートルの点

G 甲から 310度44分 3,299メートルの点

H 甲から 311度25分 3,123メートルの点

I 甲から 308度10分 3,089メートルの点

J 甲から 309度55分 2,607メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

- ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業
- オ 制限又は条件 なし
- カ 地元地区 鎌倉市腰越、西鎌倉、七里ガ浜東、津西及び七里ガ浜

キ 漁業権者 有限会社井戸隠居丸

(12) 漁業権の公示番号 定第12号

ア 漁場の位置 藤沢市江の島地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F、F G、G H及びH A  
の8直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 藤沢市江の島二丁目稚児淵にある真ちゅう製びょう(国  
土交通省都市再生街区基本調査街区三角点公共No.1039  
A)

乙 茅ヶ崎市姥ヶ島頂上

A 甲から 240度03分 1,085メートルの点

B 甲から 255度26分 1,479メートルの点

C 甲から 252度19分 1,536メートルの点

D 甲から 256度21分 1,701メートルの点

E 甲から 277度39分 1,460メートルの点

F 甲から 275度52分 1,265メートルの点

G 甲から 264度39分 1,352メートルの点

H 甲から 250度56分 904メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 藤沢市江の島、片瀬海岸及び片瀬

キ 漁業権者 江の島片瀬漁業協同組合

(13) 漁業権の公示番号 定第13号

ア 漁場の位置 藤沢市辻堂海岸地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた  
区域

点の位置

甲 藤沢市江の島二丁目稚児淵に設置した石柱(神奈川県



漁場基点第139号)

乙 茅ヶ崎市姥ヶ島頂上

A 甲から 339度20分 2,239メートルの点

B 甲から 330度29分 2,574メートルの点

C 甲から 335度35分 2,835メートルの点

D 甲から 344度22分 2,553メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 藤沢市鵜沼松が岡、鵜沼海岸、鵜沼藤が谷、鵜沼桜が岡、鵜沼神明、本鵜沼、鵜沼、本町二丁目、辻堂元町、辻堂太平台、辻堂東海岸、辻堂西海岸、辻堂新町、辻堂神台、辻堂、羽鳥一丁目、羽鳥五丁目、城南一丁目及び藤沢五丁目

キ 漁業権者 有限会社青和漁場

(14) 漁業権の公示番号 定第14号

ア 漁場の位置 藤沢市辻堂海岸地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 藤沢市江の島二丁目稚児淵に設置した石柱(神奈川県漁場基点第139号)

乙 茅ヶ崎市姥ヶ島頂上

A 甲から 341度59分 2,962メートルの点

B 甲から 334度43分 3,281メートルの点

C 甲から 338度26分 3,553メートルの点

D 甲から 345度28分 3,280メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

- オ 制限又は条件 なし
- カ 地元地区 藤沢市鵜沼松が岡、鵜沼海岸、鵜沼藤が谷、鵜沼桜が岡、鵜沼神明、本鵜沼、鵜沼、本町二丁目、辻堂元町、辻堂太平台、辻堂東海岸、辻堂西海岸、辻堂新町、辻堂神台、辻堂、羽鳥一丁目、羽鳥五丁目、城南一丁目及び藤沢五丁目
- キ 漁業権者 有限会社青和漁場

(15) 漁業権の公示番号 定第15号

ア 漁場の位置 茅ヶ崎市平島地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F、F G、G H、H I、I J及びJ Aの10直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 茅ヶ崎市東海岸南一丁目にある茅ヶ崎市行政無線屋外小局24番鉄塔基礎コンクリート台天端南東角

乙 茅ヶ崎市姥ヶ島頂上

A 甲から 20度11分 1,845メートルの点

B 甲から 20度56分 2,213メートルの点

C 甲から 16度51分 2,237メートルの点

D 甲から 17度20分 2,386メートルの点

E 甲から 29度30分 2,350メートルの点

F 甲から 29度58分 2,201メートルの点

G 甲から 25度49分 2,200メートルの点

H 甲から 26度13分 1,950メートルの点

I 甲から 29度08分 1,959メートルの点

J 甲から 29度29分 1,861メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 茅ヶ崎市

キ 漁業権者 株式会社川長水産

(16) 漁業権の公示番号 定第16号

ア 漁場の位置 平塚市龍城ヶ丘地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 平塚市袖ヶ浜1,997番1地先にある「平塚八景平塚砂丘夕映え」の碑の背面の海側延長線上で南角から50センチメートルの点

乙 平塚市万田790番地高麗山公園にあるテレビ神奈川平塚中継所テレビ塔中心点

A 甲から 261度53分 1,243メートルの点

B 甲から 261度07分 1,778メートルの点

C 甲から 271度25分 1,817メートルの点

D 甲から 277度40分 1,298メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 平塚市

キ 漁業権者 株式会社日海丸

(17) 漁業権の公示番号 定第17号

ア 漁場の位置 中郡大磯町大磯地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F及びF Aの6直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 中郡大磯町大磯港西防波堤護岸に設置した石柱(神奈川県漁場基点第165号)

乙 中郡大磯町大磯港西防波堤灯台中心点

A 甲から 99度55分 481メートルの点

B 甲から 96度30分 552メートルの点

- C 甲から 103度34分 582メートルの点  
D 甲から 92度49分 964メートルの点  
E 甲から 109度32分 1,096メートルの点  
F 甲から 130度07分 736メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

- ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで  
エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業  
オ 制限又は条件 なし  
カ 地元地区 中郡大磯町大磯、東小磯及び西小磯  
キ 漁業権者 有限会社湘南定置

(18) 漁業権の公示番号 定第18号

- ア 漁場の位置 中郡二宮町山西地先  
イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F及びF Aの6直線によって囲まれた区域

点の位置

- 甲 中郡二宮町山西地先の梅沢川にかかる国道1号西湘バイパス橋りょう西側橋脚の基礎コンクリートと上屋の接合部南東角と同橋脚南東角を結んだ直線の同橋脚南東角から60センチメートルの点  
乙 中郡大磯町大磯港西防波堤灯台中心点  
A 甲から 109度03分 360メートルの点  
B 甲から 93度32分 839メートルの点  
C 甲から 118度57分 1,017メートルの点  
D 甲から 126度29分 872メートルの点  
E 甲から 125度39分 857メートルの点  
F 甲から 143度54分 665メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

- ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで  
エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業  
オ 制限又は条件 なし  
カ 地元地区 中郡二宮町並びに小田原市前川及び羽根尾

キ 漁業権者 有限会社二宮漁場

(19) 漁業権の公示番号 定第19号

ア 漁場の位置 小田原市石橋地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F、F G及びG Aの7直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 小田原市石橋漁港1号防波堤天端中心線上で付け根から3.5メートルの点にある鉄環中央

乙 小田原市小田原漁港南防波堤にある白灯台中心点

A 甲から 63度37分 168メートルの点

B 甲から 72度48分 410メートルの点

C 甲から 70度12分 615メートルの点

D 甲から 104度11分 776メートルの点

E 甲から 115度47分 626メートルの点

F 甲から 109度72分 560メートルの点

G 甲から 131度49分 344メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 小田原市(前川及び羽根尾を除く。)

キ 漁業権者 小田原市漁業協同組合

(20) 漁業権の公示番号 定第20号

ア 漁場の位置 小田原市米神地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F及びF Aの6直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 小田原市米神に設置した石柱(神奈川県漁場基点第195号)

乙 小田原市小田原漁港南防波堤にある白灯台中心点

- A 甲から 25度38分 194メートルの点
- B 甲から 84度50分 807メートルの点
- C 甲から 121度42分 893メートルの点
- D 甲から 127度59分 698メートルの点
- E 甲から 122度58分 660メートルの点
- F 甲から 156度38分 330メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 小田原市(前川及び羽根尾を除く。)

キ 漁業権者 小田原市漁業協同組合

(21) 漁業権の公示番号 定第21号

ア 漁場の位置 小田原市根府川地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 小田原市根府川に設置した石柱(神奈川県漁場基点第196号)

乙 小田原市江之浦漁港南防波堤にある白灯台中心点

A 甲から 233度54分 120メートルの点

B 甲から 272度02分 534メートルの点

C 甲から 298度27分 593メートルの点

D 甲から 332度08分 206メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 小田原市(前川及び羽根尾を除く。)

キ 漁業権者 原 清

(22) 漁業権の公示番号 定第22号

ア 漁場の位置 小田原市江之浦地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 小田原市江之浦漁港南防波堤に設置した真ちゅう製びょう（神奈川県漁場基点第197号）

乙 小田原市小田原漁港南防波堤にある白灯台中心点

A 甲から 138度33分 367メートルの点

B 甲から 118度20分 728メートルの点

C 甲から 133度31分 906メートルの点

D 甲から 158度01分 521メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 制限又は条件 なし

カ 地元地区 小田原市（前川及び羽根尾を除く。）

キ 漁業権者 高橋 渉

(23) 漁業権の公示番号 定第23号

ア 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先

イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 足柄下郡真鶴町沢尻海岸にある石柱（通称沢尻基点）

乙 小田原市小田原漁港南防波堤にある白灯台中心点

A 甲から 16度13分 145メートルの点

B 甲から 55度19分 485メートルの点

C 甲から 103度15分 506メートルの点

D 甲から 147度41分 239メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで  
エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業  
オ 制限又は条件 なし  
カ 地元地区 足柄下郡真鶴町岩  
キ 漁業権者 岩漁業協同組合

(24) 漁業権の公示番号 定第24号

ア 漁場の位置 足柄下郡真鶴町真鶴地先  
イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 足柄下郡真鶴町真鶴港南防波堤天端北東角の角二等分線上で角から1メートルの同天端上の点

乙 足柄下郡真鶴町真鶴港北防波堤にある赤灯台中心点

A 甲から 93度30分 576メートルの点

B 甲から 85度00分 1,237メートルの点

C 甲から 111度45分 1,456メートルの点

D 甲から 117度10分 688メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで  
エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業  
オ 制限又は条件 なし  
カ 地元地区 足柄下郡真鶴町真鶴  
キ 漁業権者 真鶴町漁業協同組合

(25) 漁業権の公示番号 定第25号

ア 漁場の位置 足柄下郡湯河原町福浦地先  
イ 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F及びF Aの6直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 足柄下郡湯河原町福浦漁港東防波堤にある赤灯台南側の真ちゅう製びょう



乙 足柄下郡湯河原町福浦にある真鶴トンネル西換気所の  
換気塔頂上北端

- |   |     |         |             |
|---|-----|---------|-------------|
| A | 甲から | 67度34分  | 369メートルの点   |
| B | 甲から | 98度21分  | 989メートルの点   |
| C | 甲から | 92度55分  | 1,021メートルの点 |
| D | 甲から | 94度47分  | 1,115メートルの点 |
| E | 甲から | 126度16分 | 1,076メートルの点 |
| F | 甲から | 155度58分 | 340メートルの点   |

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとす  
る。)

- |   |        |                |
|---|--------|----------------|
| ウ | 漁業時期   | 1月1日から12月31日まで |
| エ | 漁業の名称  | あじ・さば定置漁業      |
| オ | 制限又は条件 | なし             |
| カ | 地元地区   | 足柄下郡湯河原町福浦     |
| キ | 漁業権者   | 有限会社福浦定置網      |